小高老人福祉センターの機能廃止について

1. 小高老人福祉センターの現状について

(1) 設置目的

小高老人福祉センター(以下「センター」という。)は、高齢者に対する各種の相談業務や健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に老人福祉法に基づき、旧小高町が昭和58年に整備設置を行いました。

(2) 施設の状況

①建設年次:昭和58年1月竣工

②施設概要: R C 造 2 階建て 耐用年数 4 7 年

施設面積:828.7㎡ 敷地面積:3,468㎡

③沿 革: ○昭和58年4月より供用開始

○平成23年3月、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電

所事故により施設休止

○平成27年4月より再開(浴室は、小浴場のみ供用再開)

(3) 利用者数の推移

(単位:人)

年度	H21	H30	R元	R2	R3	R4
指定管理者の目標値 (利用者数)	設定無し	1,200	920	920	850	820
浴室利用者	2,587	282	* 504	352	254	271
貸室利用者	5,541	507	335	371	432	512
自主事業参加者	1,516	82	89	99	81	117
利用者合計	8,128	871	928	822	767	900

[※] 原町老人福祉センターのボイラー故障により、この施設の利用者が、センターの入浴施設を 利用したことにより浴室利用者が一時的に増加したもの。

(4) 運営費の推移

(単位:千円・人)

年度	H21	H30	R元	R2	R3	R4
運営費	10,766	11,747	11,763	11,502	10,983	11,087
指定管理料	9,338	9,991	10,084	9,808	9,808	9,716
土地賃借料	1,372	1,372	1,372	1,372	878	878
その他(修繕料外)	56	384	307	322	297	493
利用者数	8,128	871	928	822	767	900
運営費/利用者数	2	14	13	14	15	13

2. 小高老人福祉センターの課題について

(1) 利用者の減少

昭和58年当時は、子どもや若者も多く、また各集落の集会施設が今ほど多く整備されていなかったことから、高齢者施設としてセンターを整備し、多くの高齢者が利用していました。

平成10年以降、多目的に使用可能な集会室が整備された小高保健福祉センター、浮舟文化会館、小高区復興拠点施設がセンター近隣に設置され、高齢者がこれらの施設を使う機会が増加しました。その結果、センター利用者が震災前と比較し令和4年度は11%まで減少し、さらに、特定の市民のみが利用している現在の状況がこれまで課題となっていました。

(2) 施設の維持管理費の増加

センターの運営に指定管理料、土地賃借料等の費用がかかり、利用者一人当たりの運営費では、震災前の平成21年度の2千円に対し令和4年度が1万3千円と6.5倍に増加しており、行政コスト削減の面からも課題でした。

3. 市の方針について

(1) 公共施設等総合管理計画等に基づく方針

市では、南相馬市公共施設等総合管理計画及び南相馬市公共施設再編個別計画 に基づき、令和6年3月末日でセンターの用途を廃止する手続を進めます。

① 南相馬市公共施設等総合管理計画(平成29年3月策定)

「高齢福祉施設は、高齢化に伴い、需要の増加が予測されるが、老朽化が激しいことから市内の同様な施設も含め包括的にあり方を検討する。」

② 南相馬市公共施設再編個別計画(令和3年2月策定)

「センターは、老朽化が認められ、利用者も減少していることから、福祉機能について他の老人福祉施設への移転及びその他貸館機能等の近隣施設への集約を検討していく。(令和5年度~令和8年度)」

なお、施設用途廃止後については、本施設が昭和56年以降の新しい耐震基準で建設されていることや、老朽化が認められるものの重大な損傷がないことから、市では現状を維持しつつ、別用途に使用可能と判断しています。これまでも 庁内で利活用を検討してきたところですが、今後も引き続き民間活用を含めた利活用を検討してまいります。

(2) 施設機能の集約

① 集会室の機能集約

現在、小高区内の高齢者向けの事業や市街地行政区の集会等は、新しい施設が使用される傾向にあり、浮舟文化会館や小高区復興拠点施設で実施され、センターは利用されていません。

また、令和4年度センターの貸室の利用は、地域サロン4団体で、センターの用途廃止後、浮舟文化会館研修室や小高交流センター多目的室など近隣の他施設を利用することで各団体から了承を受けています。

② 浴室の機能集約

令和5年3月末時点のセンターの浴室利用者は実人数が7人で、令和4年度中に浴室の利用がなかった日は、浴室開放日255日のうち55日で、21.6%を占めています。

また、既に南相馬市健康福祉センター「ゆらっと」の浴室を併用している利用者もおり、さらに施設機能の集約を図るため、「ゆらっと」への利用に向けパンフレットを配布するとともに、利用者の足を確保します。

※ 令和4年10月からセンターの指定管理者の自主事業により、「ゆらっと」への送迎(事前予約制、月2回実施)を行っており、センターの機能廃止後も、継続して「ゆらっと」の指定管理者が小高区と「ゆらっと」間の送迎を行います。

(3) 施設の廃止に向けたスケジュール

日付	項目
10月19日	小高区地域協議会へ諮問
10月26日	原町区地域協議会へ報告
10月27日	鹿島区地域協議会へ報告
12月	12月定例議会(老人福祉センター設置条例改正)
令和6年3月末	センター施設の機能廃止

資料1-2

南相馬市条例第 号

南相馬市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例

南相馬市老人福祉センター設置条例(平成18年南相馬市条例第117号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分(以下「改正部分」という。) を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
(開所時間等)	(開所時間等)
第4条	第4条 南相馬市小高老人福祉センターの開
	所時間は、午前9時から午後5時までとす
	る。ただし、入浴時間は、午前10時から
	午後3時までとする。
【略】	<u>2</u> 【略】

2 <u>前項</u>の規定にかかわらず、指定管理者が 特に必要があると認めるときは、市長の承 認を得て、臨時に開所時間及び入浴時間を

変更することができる。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
南相馬市健康福祉セ	【略】
ンター	

別表第2 (第21条関係)

別表第1 (第2条関係)

を変更することができる。

名称	位置
南相馬市小高老人福	南相馬市小高区東町三
祉センター	丁目22番地
南相馬市健康福祉セ	【略】
ンター	

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者

が特に必要があると認めるときは、市長の

承認を得て、臨時に開所時間及び入浴時間

別表第2(第21条関係)

1 南相馬市小高老人福祉センター利用料 金

区分	老人	その他の	摘要				
		者					

入浴料200円500円1日1人当たりの利用料金とする。貸室料 第1教1,000円2,000円1日1室当たりの貸切り料は含第2教1,000円2,000円利用料金とする。まな 養室する。い。)第1集4,000円5,000円会室第2集4,000円5,000円											
金とする。 貸室料 第1教 1,000円 2,000円1日1室当たりの貸切り (入浴 養室 りの貸切り 料は含 第2教 1,000円 2,000円利用料金とまな 養室 する。 い。)第1集 4,000円 5,000円 会室 第2集 4,000円 5,000円											
貸室料第1教 1,000円 2,000円1日1室当た (入浴養室 りの貸切り 料は含第2教 1,000円 2,000円利用料金と まな 養室 する。 い。)第1集 4,000円 5,000円 会室 第2集 4,000円 5,000円											
(入浴養室 りの貸切り 料は含第2教 1,000円 2,000円利用料金と まな 養室 する。 い。) 第1集 4,000円 5,000円 会室 第2集 4,000円 5,000円											
料は含 第2教 1,000円 2,000円利用料金とまな 養室 する。 い。) 第1集 4,000円 5,000円 会室 第2集 4,000円 5,000円											
まな 養室 する。 い。)第1集 4,000円 5,000円 会室 第2集 4,000円 5,000円											
い。) 第1集 4,000円 5,000円 会室 第2集 4,000円 5,000円											
会室 第2集 4,000円 5,000円											
第2集 4,000円 5,000円											
備考 その他の者とは、市内に住所を有す											
住所を有しない18歳以上の者をいう。											
2 南相馬市健康福祉センター利用料金											
(1)入浴料											
【略】											
(2)施設基本利用料金											
【略】											

備考【略】

附則

(1)入浴料

【略】

【略】

備考 【略】

(2)施設基本利用料金

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

1 南相馬市健康福祉センター利用料金

南相馬市規則第 号

南相馬市老人福祉センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

南相馬市老人福祉センター設置条例施行規則(平成19年南相馬市規則第23号)の一部 を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分(以下「改正部分」という。) を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後

(利用手続)

第2条 条例第6条第1項の規定により、南相馬市老人福祉センター(以下「老人福祉センター」という。)の利用許可を受けようとする者は、南相馬市健康福祉センター利用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、入浴及びトレーニング室に限り利用する者は、口頭により申請することができる。

2·3 【略】

(利用許可等)

第3条 指定管理者は、老人福祉センターの 利用を許可したときは、当該許可をした者 に対し、南相馬市健康福祉センター利用許 可書(様式第2号)を交付するものとする。

改正前

(利用手続)

第2条 条例第6条第1項の規定により、南相馬市老人福祉センター(以下「老人福祉センター」という。)の利用許可を受けようとする者は、小高老人福祉センター利用許可申請書又は南相馬市健康福祉センター利用許可申請書(様式第1号又は第1号の2。以下「申請書」という。)を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、入浴及びトレーニング室に限り利用する者は、口頭により申請することができる。

2·3 【略】

(利用許可等)

第3条 指定管理者は、老人福祉センターの利用を許可したときは、当該許可をした者に対し、小高老人福祉センター利用許可書 又は南相馬市健康福祉センター利用許可書 (様式第2号又は第2号の2)を交付する ものとする。 2 指定管理者は、前条第1項ただし書の規 定により口頭で申請があった場合は、利用 料金を納入した際に南相馬市健康福祉セン ター利用券(様式第3号)を交付するもの とする。

(利用の取消し又は変更の手続)

- 第5条 老人福祉センターの利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、その利用を取り消し、又は変更しようとするときは、遅滞なく南相馬市健康福祉センター利用(取消・許可)申請書(様式第4号)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、利用の取消し又は変更の申込みは、原則として利用しようとする日の1月前までにしなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の申請を承認したと きは、南相馬市健康福祉センター利用(取 消・変更)承認書(様式第5号)を交付す るものとする。

(利用料金の減免及びその手続)

第7条 【略】

2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第2条第1項の申請書を提出する際に、併せて南相馬市健康福祉センター利用料金減免申請書(様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の返還)

第8条 条例第24条ただし書の規定により 利用料金の全部又は一部の返還を受けよう とする者は、南相馬市健康福祉センター利 2 指定管理者は、前条第1項ただし書の規定により口頭で申請があった場合は、利用料金を納入した際に小高老人福祉センター利用券又は南相馬市健康福祉センター利用券(様式第3号)を交付するものとする。

(利用の取消し又は変更の手続)

- 第5条 老人福祉センターの利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、その利用を取り消し、又は変更しようとするときは、遅滞なく小高老人福祉センター利用(取消・変更)申請書又は南相馬市健康福祉センター利用(取消・許可)申請書(様式第4号)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、利用の取消し又は変更の申込みは、原則として利用しようとする日の1月前までにしなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、小高老人福祉センター利用(取消・変更)承認書又は南相馬市健康福祉センター利用(取消・変更)承認書(様式第5号)を交付するものとする。

(利用料金の減免及びその手続)

第7条 【略】

2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第2条第1項の申請書を提出する際に、併せて小高老人福祉センター利用料金減免申請書又は南相馬市健康福祉センター利用料金減免申請書(様式第6号又は第6号の2)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の返還)

第8条 条例第24条ただし書の規定により 利用料金の全部又は一部の返還を受けよう とする者は、小高老人福祉センター利用料 用料金返還申請書(様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。

(市長による管理)

第16条 第2条から第9条まで及び第11 条並びに様式第1号から様式第7号まで (様式第3号を除く。) の規定は、指定管 理者に代わって、市長が老人福祉センター の管理を行う必要が生じた場合について準 用する。この場合において、これらの規定 中「利用料金」とあるのは「使用料」と、 第2条第3項第1号を除く第2条中「指定 管理者」とあるのは「市長」と、同条第3 項第1号中「市又は指定管理者」とあるの は「市」と、第3条から第6条まで中「指 定管理者」とあるのは「市長」と、第7条 中「指定管理者」とあるのは「市長」と、 「指定管理者が市長と協議の上定める額」 とあるのは「市長が定める額」と、「南相 馬市健康福祉センター利用料金減免申請 書」とあるのは「南相馬市健康福祉センタ 一使用料減免申請書」と、第8条中「南相 馬市健康福祉センター利用料金返還申請 書」とあるのは「南相馬市健康福祉センタ 一使用料返還申請書」と、「指定管理者」 とあるのは「市長」と、第9条中「市長及 び指定管理者」とあるのは「市長」と、第 11条中「指定管理者」とあるのは「職員」 と、様式第6号中「南相馬市健康福祉セン ター利用料金減免申請書」とあるのは「南 相馬市健康福祉センター使用料減免申請 書」と、様式第7号中「南相馬市健康福祉 センター利用料金返還申請書」とあるのは 「南相馬市健康福祉センター使用料返還申 請書」と読み替えるものとする。

金返還申請書又は南相馬市健康福祉センター利用料金返還申請書(様式第7号<u>又は第7号の2</u>)を指定管理者に提出しなければならない。

(市長による管理)

第16条 第2条から第9条まで及び第11 条並びに様式第1号から様式第7号の2ま で(様式第3号を除く。)の規定は、指定 管理者に代わって、市長が老人福祉センタ 一の管理を行う必要が生じた場合について 準用する。この場合において、これらの規 定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、 第2条第3項第1号を除く第2条中「指定 管理者」とあるのは「市長」と、同条第3 項第1号中「市又は指定管理者」とあるの は「市」と、第3条から第6条まで中「指 定管理者」とあるのは「市長」と、第7条 中「指定管理者」とあるのは「市長」と、 「指定管理者が市長と協議の上定める額」 とあるのは「市長が定める額」と、「老人 福祉センター利用料金減免申請書」とある のは「老人福祉センター使用料減免申請書」 と、第8条中「老人福祉センター利用料金 返還申請書」とあるのは「老人福祉センタ 一使用料返還申請書」と、「指定管理者」 とあるのは「市長」と、第9条中「市長及 び指定管理者」とあるのは「市長」と、第 11条中「指定管理者」とあるのは「職員」 と、様式第6号及び第6号の2中「老人福 祉センター利用料金減免申請書」とあるの は「老人福祉センター使用料減免申請書」 と、様式第7号中「老人福祉センター利用 料金返還申請書」とあるのは「老人福祉セ ンター使用料返還申請書」と読み替えるも のとする。

様式第1号(第2条関係)

【略】

様式第2号(第3条関係)

【略】

様式第3号(第3条関係)

【略】

様式第4号(第5条関係)

【略】

様式第5号(第5条関係)

【略】

様式第6号(第7条関係)

【略】

様式第7号(第8条関係)

【略】

様式第8号(第13条関係)

【略】

様式第1号(第2条関係)

【略】

様式第1号の2(第2条関係)

【略】

様式第2号(第3条関係)

【略】

様式第2号の2(第3条関係)

【略】

様式第3号(第3条関係)

【略】

様式第4号(第5条関係)

【略】

様式第5号(第5条関係)

【略】

様式第6号(第7条関係)

【略】

様式第6号の2 (第7条関係)

【略】

様式第7号(第8条関係)

【略】

様式第7号の2(第8条関係)

【略】

様式第8号(第13条関係)

【略】

- (4) 様式第1号を削り、様式第1号の2を様式第1号とする。
- (5) 様式第2号を削り、様式第2号の2を様式第2号とする。
- (6) 様式第3号から様式第5号までを次のように改める。
- (7) 様式第6号を削り、様式第6号の2を様式第6号とする。
- (8) 様式第7号を削り、様式第7号の2を様式第7号とする。

【様式別添のとおり】

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

											申請	青番号第	Ē		号
		南相	馬市例	建康福	祉す	アンター利用	許可	可申	請書						
												年	Ē	月	日
(指定管理	里者)														
								申請	書者	住	所				
								1 141	, ,	団体					
										代表					
V = 1 1 = 1	10 4 J. T. J.	~ 								電話	番写				
<u>次</u> のとお	り利用したいの	で甲請します 	0												
						利用人			,			. 1			人
						60歳以上	-	节	内	男		人	女		人
					ь			节	外	男		人	女		人
利用目的					为	中学生以上	-	†	内	男		人	女		人
				Ē	沢	60歳未満		巿	外	男		人	女		人
						小学生以下	Ī	巿	内	男		人	女		人
							Ī	†	外	男		人	女		人
利用日時	年 月	日 ()	口午		□午後		•			16		•		まで
	□市内			□第:					以上		円	口その			円
	□市外			□第2					60歳以上 円 □その他の					円	
			利	□教養室 利				円	口その			円			
入浴料	□60歳以上		用	□集会室		□60歳以上			円	口その	他の	者	円		
ZHIT	□中学生以上		施設	_	□多目的ホール □(片面)			□60歳以上			円	口その	他の	者	円
	60歳未満			□多	目的	カホール		60貴	以上		円	口その	他の	老	円
	□小学生以下	円		(全i											
				1	レー	-ニング室		60歳	以上		円	口その	他の	者	円
申請のとお	り決定してよろ	しいか伺いま	きす。												
利 用 料	金合計						P	9							
その他	参考事項														
			受	付者		決 定 区		1	許	可					
						1八 庄 臣	刀	2	不	許可					
		Ì			Ī	許可年月	F	1			年	月	日		
								•							

- 1 利用日時・利用施設の□にレ印を付けてください。
- 2 太枠内は記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)

									許可	番号第		号
南相馬市健康福祉センター利用許可書												
										年	Ē	月 日
申請者		様										
						(指	定管	理者)				
次のとおり許可します。												
					利用力	員						人
				60歳以上	市	内	男		人	女	人	
			00成以上	市	外	男		人	女	人		
利用目的				内	中学生以上	市	内	男		人	女	人
					60歳未満	市	外	男		人	女	人
					 小学生以下	市	内	男		人	女	人
					7. 子工公丁	市	外	男		人	女	人
利用日時	年 月	日 ()	□午前		•		から		•		まで
	□市内			□第1₹			裁以上		円)他の者	
	□市外			□第2和室				円			-	
		-	T.II	□教養	-	□60歳以上			円			
			利用	□条玄玉□□多目的ホール (片面)		□60歳以上			円	口その)他の者	当
入浴料	□60歳以上		施			□60歳以上 「			円	口その)他の者	首 円
	□中学生以上 60歳未満		設		的ホール	□60点	表以上		円	□その)他の者	首 円
	□小学生以下	円		○(全面	l) ィーニング		BALL				. II. o. . 	·
				室		□60点	歳以上	•	円	口その)他の者	节 円
소리 III 시아 A			減免率	3	②減免額			合計(=①-②			-2)	
利用料金	円					円						円
その他参	その他参考事項											

※ 許可条件

- 1 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- 2 利用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 利用の許可を得ない施設及び物件を利用しないこと。
- 4 施設及びその附属物を損傷しないこと。
- 5 所定の場所以外で喫煙、飲食等又は火気を使用しないこと。
- 6 その他施設管理者の指示があった事項を守ること。
- 7 施設利用後は使用した設備や備品を利用前の状態に戻し、清掃をすること。
- 8 利用日時に変更が生じたときは、利用開始1月前までに利用変更申請をすること。

様式第3号(第3条関係)

NO	NO					
南相馬市健康福祉センター 利用券控	南相馬市健康福祉センター 利用券控					
<u> </u>	<u> </u>					
	上記の金額領収しました					
	南相馬市健康福祉センター					

					申請番	5号第		号
南	相馬市健康福祉セン	ター	利用(取消・変更)	申請書			
						年	月	日
(指定管理者)								
			申	請者 住 所				
				団体名				
				代表者	名			
				電話番	号			
年月いので申請します。	日付け許可番号第	号で	許可の	あった内容を	欠のとお	うり(取消	・変	更) した
	変	 更前						
変 更 の 内 容								
取消・変更の理由								
申請のとおり決定してよ	<u> </u> ろしいか伺います。							
ļ	川用料金小計	減免	率	②減免額	頁	合計	(=1)	-2)
利用料金								
	円				円			円
その他参考事	項							
	受	: 付 者	決	定区		承認		
			(大	定区	分 2	不承認		
			承	認年月	日	年	月	日

- 1 原町老人福祉センター(仮称)利用許可書を添付してください。
- 2 太枠内は記入しないでください。

						許可番	号第		号	
南相馬市健康			センター	利用(取)	肖・変更)	承認書				
							年	月	日	
申請者		様								
				(指定	(管理者)			ĦD		
次のとおり) 承認します。									
変 更 の 内 容					変更	更後				
取消・変	更の理由									
利用料金	①利用	減免率	②減免額			計(=①-②)				
					m			円		
		円			円			<u> </u>	-1	
その他参考事項										

※ 承認条件

- 1 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- 2 利用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 利用の許可を得ない施設及び物件を利用しないこと。
- 4 施設及びその附属物を損傷しないこと。
- 5 所定の場所以外で喫煙、飲食等又は火気を使用しないこと。
- 6 その他施設管理者の指示があった事項を守ること。
- 7 施設利用後は使用した設備や備品を利用前の状態に戻し、清掃をすること。

様式第6号(第7条関係)

									第		号			
南相馬市健康福祉センター利用料金減免申請書										年	月	日		
/+6000	÷∓⊞∃Z∖													
(指定管理者)														
					申請者 住 所									
]体名 : まま	. L T				
									表者					
電話番号														
次のと	次のとおり利用料金の減免を申請します。													
利用		的					利	用	人	員				人
利 用	日	時	年	月	日	() 🗆 🗆	午前	□午後	ξ 	•	カ	46	•	まで
	□市内				□第1₹	□第1和室			以上		円		他の者	円
	□市外				□第2署	□第2和室		□60歳	以上		円	口その	他の者	円
	☐ II112 F		_	利	□教養	□教養室		□60歳	以上		円	口その	他の者	円
入浴料	│ │□60歳以	. Ł		用	□集会	□集会室			以上		円	口その	他の者	円
7 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	□中学生			施設		□多目的ホール (片面)			以上		円	□その	他の 者	円
		60歳未満		円		□多目的ホール (全面)			以上	_	円	_ □その	他の者	円
	□小学生以下				ロトレ	ーニング	ーニング室 □60歳以上			円	口その	他の者	円	
利 用 * 減 免														
申請のと	おり決定し	てよる	 ろしいか伺	<u>ー</u> 」いまっ	<u>ー</u> ナ。									
	① 禾	①利用料金小計			の根拠	減免率	減免率		②減免額 円		Ì	減免後の利用料金 (=①-②)		
利用料	金													
				円										円
その他参考事項														
				5	受付 有	 油	· 決 定 [区 分 1 許可					
						1/	E		2	不許	可			
			許可	許可年月日			年	月	日					

- 1 利用施設の□にレ印を付けてください。
- 2 太枠内は記入しないでください。

様式第7号(第8条関係)

南相馬市健康福祉センター利用料金返還申請書												
	月	日										
(指定管理者)												
申請者を住め所												
団体名												
	Ħ(I)											
電話番号	O											
先に納付した利用料金の返還を、次のとおり申請します。												
利用目的利用人員		人										
利用日時 年月日()□午前□午後・から・	まで											
□市内 □第1和室 □60歳以上 円 □その	他の者	円										
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	他の者	円										
□市外 □教養室 □60歳以上 円 □その	他の者	円										
入浴料 □60歳以上 円 □その	他の者	円										
施 □多目的ホール □60歳以上 円 □その □ 中学生以上 □ (片面)	他の者	円										
60歳未満 □ 多目的ホール □ 60歳以上 円 □ その	他の者	円										
□小学生以下 □トレーニング室 □60歳以上 円 □その	他の者	円										
許 可 番 号 許 可 年 月 日 年 月	日											
既納の利用料金 円 利用料金納付年月日 年 月	日											
利用料金の返還												
を申請する理由												
申請のとおり決定してよろしいか伺います。	カ北三田 小	^										
	の利用料 D-②)	金										
円 円		円										
その他参考事項												
受 付 者												
決 定 年 月 日 年 月	日											

- 1 利用日時・利用施設の□にレ印を付けてください。
- 2 太枠内は記入しないでください。



5 小市第148号 令和5年10月19日

南相馬市小高区地域協議会 会 長 林 勝 典 様

南相馬市長 門馬 和夫



小高老人福祉センターの機能廃止について (諮問)

地方自治法第202条の7第2項の規定により、下記の事項について貴地域協議 会の意見を求めます。

記

1 小高老人福祉センターの機能廃止について



5 小 地 協 第 1 6 号 令和 5 年 1 0 月 1 9 日

南相馬市長 門馬 和夫 様

南相馬市小高区地域協議会 会 長 林 勝 典



小高老人福祉センターの機能廃止について(答申)

令和5年10月19日付5小市第148号で諮問のありました「小高老人福祉センターの機能廃止について」、当地域協議会の意見は下記のとおりです。

記

「小高老人福祉センターの機能廃止について」は、妥当であると判断します。

なお、「代替施設として、南相馬市保健福祉センターゆらっとの利用について周知し、利用者の利便性向上に努めること。加えて、機能廃止後の施設の活用については、さらに検討を求めること」を意見として付します。